

非上場企業への成長資金の供給促進に向けたベンチャーファンドの上場制度に係る 有価証券上場規程等の一部改正について

2022年2月2日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年3月1日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、投資者保護に留意しつつ、ベンチャーファンドの柔軟な運営を可能とする観点から課題となっている事項につき、所要の上場制度の整備を行うものです。

なお、当取引所では、東証ベンチャーファンド市場の利用活性化が期待される中で、市場を健全に発展させる観点から、資産運用の健全性の確保、販売等に際して投資者に提供すべき情報その他の投資者保護に必要な事項について、別途検討を行ってまいります。

II 改正概要

1. 上場株券等の継続保有可能期間

- 投資法人の投資先の非上場企業が国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場した場合、投資法人は、非上場の時点から当該企業の発行する株券を保有するときは、上場後5年を経過して継続保有することができることとします。優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券についても、同様の取り扱いとします。
- 投資法人の投資先の非上場企業が上場した場合、投資法人が当該企業の発行する上場株券、優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券（以下「上場株券等」といいます。）を、上場後5年を経過して継続保有するときは、その理由及び運用方針を開示することとします。ただし、投資先の非上場企業が上場した場合に、投資法人が当該企業の発行する上場株券等を継続保有するときは、投資法人は、当該企業が発行する上場株券等を新たに取得できないこととします。なお、特定取引所金融商品市場に上場する企業の発行する株券等は未公開株等に含まれることを明確化します。

（備 考）

- 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第1201条、第1305条、1312条及び1318条)
- 有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第1305条、1329条)

2. 運用資産等の比率の計算方法

- 投資法人の投資先の非上場企業が国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場した場合、投資法人の保有する上場株券等に

- 規程第1305条

<p>ついて、当該企業が非上場の時点から継続保有するときは、上場後5年以内は、未公開株への投資とみなして運用資産等の比率を計算することとします。また、当該企業が上場後5年を経過した場合、当該企業の発行する上場株券は、上場後5年以内の株券として運用資産等の比率を計算することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券についても、同様の取り扱いとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行規則第1305条
<p>3. 特定の投資先への投資制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資法人は、未公開株等又は未公開株等関連資産の取得に際し、特定の投資先に取得時における純資産総額の15%を超えて投資しない旨を規約に記載する場合には、特定の投資先に取得時における純資産総額の15%まで投資を行うことができることとします。 投資法人は、未公開株等又は未公開株等関連資産の取得に際し、特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資する場合には、取得の際に、適切な投資であると判断した理由を開示することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規程第1305条、1312条、1318条
<p>4. 資金の借入れ及び投資法人債券の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資主総会の決議を経て、投資法人の規約又はこれに類する書類（運用ガイドラインや内部規程を含む。）において、以下の事項が定められていることを確認できた場合、資金の借入れ又は投資法人債券の発行ができることとします。 <ul style="list-style-type: none"> ①原則として総資産有利子負債比率が20%以下となる運用方針であること ②資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係るリスク管理方針 ③資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係る目的、限度額及び使途に関する事項 上記①～③のいずれか又はすべての内容を変更する場合には、その内容を開示することとします。 投資法人が資金の借入れ又は投資法人債券の発行を行うことについて決定をした場合、金額の多寡を問わず、その内容を開示することとします。 総資産有利子負債比率が20%を超えた場合又はその後、総資産有利子負債比率が改善され20%以下になった場合、その内容を開示することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規程第1305条、1312条及び1318条 ・施行規則第1329条

- ・ 規約又はこれに類する書類において、上記①から③のいずれか又はすべての定めがなくなる場合は、上場廃止とすることとします。
 - ・ 投資法人に係る営業期間の末日において、総資産有利子負債比率が20%を超えた場合において、1年以内に、総資産有利子負債比率が20%以下とならないときは、上場廃止とすることとします。
5. その他
- ・ その他所要の改正を行います。

Ⅲ 施行日

- ・ 本年3月1日から施行します。

以 上